

生徒心得

校訓「自律」のもと、生徒は自らの意志によって学習し、良識と礼節ある行動をすることが大切である。また、自己の無限の可能性を開き、社会に貢献できる豊かな人間性の形成を目指さなければならない。よってここに規範の一端としての心得を定める。

【本分を尽くす】

- 1 生徒の本分は学業である。向上心を持ち、授業と家庭学習に真摯な姿勢で臨む。
- 2 高校生活を充実させるために部活動や生徒会活動、ボランティア活動等に積極的に参加する。
- 3 進路目標の実現に向けて互いに切磋琢磨する。

【礼を正す】

- 1 相手の人格を尊重し、美しい言葉遣いと礼儀正しい振る舞いを心がける。
- 2 先輩後輩の別なく、快活な挨拶と会釈を励行する。
- 3 服装・頭髪・身なりについては、進んで校則の定めるところに従う。

【場を浄める】

- 1 学習と生活をこれにふさわしい環境で行うため、常に周辺の美化と整頓を心がける。
- 2 毎日の清掃に全員で取り組み、協力して施設を清潔で快適な状態に保つ。

【時を守る】

- 1 生徒は8時10分までにゆとりを持って登校し、静粛の内に読書をする。
- 2 各授業開始前に着席し、授業の態勢を整える。

〈細則〉

《校内生活》

1 出 欠

- (1) 遅刻者は職員室入り口に用意された遅刻届（＝入室許可証）に管理職等から捺印を受けた後、これを携えて教室に入る。また、その授業終了後、遅刻した理由を担任に自ら申告する。
- (2) 病気その他、やむを得ない事情で欠席をする場合は、保護者を通じて担任に連絡する。病気で長期欠席しなければならないときは、医師の診断書を添えて届け出る。
- (3) 学校伝染病も診断書を要する。尚、この場合は欠席の扱いを免じ、処理上出席停止扱いになる。
- (4) 忌引も出席停止扱いになる。忌引きとして認められる日数は、下記のとおりである。

父 母	7日以内
兄弟姉妹	5日以内
祖父母	3日以内
伯叔父母・曾祖父母	1日

上記葬儀で遠隔地に赴く際は、往復に要した日数もこれに加算することができる。

- (5) その他、校長が教育活動の一部として許可した行事・部活動等への参加に要する日数も出席と見なす。
- (6) 登校後は学習と部活動に専念し、然るべき時間まで校外に出てはならない。やむを得ず途中で外出・欠課・早退をする必要が生じたら担任の許可を受ける。

2 生活全般

- (1) スマートフォン、情報端末（タブレット、PCなど）、携帯電話の使用を原則として可とする。ただし、テスト中における使用は禁止する。授業中の教員の指導・監督下における使用はこの限りでない。また、歩きながらの使用、ゲーム等不適切な使用は禁止とする。
- (2) 漫画、雑誌、ゲーム等を校内に持ち込まない。
- (3) 金品の遺失・拾得に際しては、速やかに担任に連絡する。
- (4) 生徒間の金銭の貸借及び物品等の売買をしてはならない。
- (5) 校舎・校具は丁寧に取り扱い、落書きや破損をしないように心がける。それでも破損した時は本人が直ちに担任に申し出る。
- (6) 掲示物・出版物は責任者を明確にして、生徒課の承認を得る。

《校外生活》

1 対外関係

- (1) 他校との交流や交渉は、担当教員の指導のもとに行う。
- (2) 校外の団体に加入したり、活動に参加したりするときには、事前に保護者の許可を得た上で、学校に届け出る。
- (3) 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- (4) 校内（敷地内）での選挙運動や政治的活動は禁止する。
- (5) 放課後や休日等に校外（敷地外）で行われる選挙運動や政治的活動は家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。なお、その活動等が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的なものになるおそれが高いものには参加しない。特に、公職選挙法違反には十分注意する。
- (6) 校外（敷地外）での選挙活動や政治的活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。

2 生活全般

- (1) 外出の際は、保護者にその目的、行き先、帰宅時間等を明らかにしておく。
- (2) 夜間の外出は差し控える。（夜間11時から早朝4時までには補導の対象となる）
- (3) 外泊は原則的にしてはならない。
- (4) 旅行・キャンプ・登山は原則として保護者の付き添いを必要とする。
- (5) 身分証明書は常に携帯し、どんな場所にあっても生徒としての自覚を失うことのない、責任ある行動を取らねばならない。
- (6) 交遊は高校生らしい節度あるものとする。
- (7) 校外で事故または何らかの問題が生じたときは、直ちに学校に連絡しなければならない。
- (8) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済状況などのやむを得ない事情で希望するものは、必ず保護者の申告を添えて所定の手続きを行い、生徒課の審議、指導を経た上で、学校長の許可を受けるようにする。

《服装・容儀》

服装・容儀は常に清潔、質素、端正を旨とし、以下の規定を守ること。

1 服装（制服）

(1) 着用期間

夏 服 6月1日～9月30日

冬 服 10月1日～5月31日

更衣には2週間程度の調整期間を置く。

- (2) ソックス（靴下）は、年間を通して白か黒（ワンポイントのみ可）とする。セーラ

一服型制服冬服着用時は黒か肌色のストッキングを着用してもよい。式典の際は別に指示する。

(3) コート・マフラー・ジャージ上衣の着用は11月1日～3月31日までとし、2週間程度の調整期間を置くことができる。コートは黒・紺を標準とし、長さは膝上のものとする。マフラーは華美なものや危険を伴う長さのものは避ける。

2 下履は黒の革靴または運動靴を使用する。革靴は、靴底の色も黒で、ヒールの低いもの、メタルステッチ等飾りのないものを着用する。

運動靴についてはハイカットのものは避ける。

上履は学校所定のものを使用する。

※以上の1. 2項において、規定以外のものを着用する場合は、諸届をHR担任に提出し、許可を受ける。

3 登下校には、通学に適したバックを使用する。

4 頭髪は常に簡素、清潔に整髪し、パーマ、ブロー、カール、逆毛、染毛など、技巧を凝らしたり、流行を追うようなことはしない。肩の線より長い髪は結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶とする。

5 男子は必ずベルトを着用する。色は黒・紺・茶とし、華美なものは避ける。冬服の下には、必ずYシャツを着用し、裾はズボンの中に入れる。下着はハイネックは不可とする。

6 スカート丈は膝が中心。冬服の下にセーターを着用してもよいが、華美でないもので、色は、黒・紺を基調とし制服からはみ出さないよう着用する。下着は襟元からはみ出さないよう着用する。

7 その他、指輪、ネックレス、髪飾り、ピアス、マニキュア、長い爪、色つきリップクリーム、カラーコンタクトレンズ、化粧等は禁止する。

交 通 安 全

- 1 自転車通学者も徒歩通学者も交通法規を遵守し、判断は安全を最優先する。
 - 2 自転車通学許可
 - ・自宅から学校までの距離が約1kmを超えるもの。
 - ・最寄りの駅まで利用するもの。
 - ・上記の条件を満たすもので、所定の手続きの後、配布されたステッカーを自転車に貼ってあるもの。

※なお、被害と加害の両方の危険を考慮し、自転車保険に加入することが望ましい。
 - 3 原動機付き自転車の免許取得および乗車は原則として禁止するが、通学上のやむを得ない事情に限り、保護者の願出と本人の誓約を条件に校長が許可する。
 - 4 自動2輪車に関しては免許取得、運転、同乗は一切認めない。ただし、保護者の運転についてはこの限りではない。
 - 5 普通自動車の免許取得は、進路内定者のみ、保護者の願出と所定の手続きにより校長が許可する。ただし、自動車学校入校は三年の冬休み以降とし、教習や免許試験のために欠席、遅刻、早退、欠課などしてはならない。
- また、免許取得後も卒業まで運転してはならない。